

教育学者 大田堯さんのお話を聞く

～子どもの学習権を考える～

「(仮称) オルタナティブ教育法」をつくるにあたって、「“学習権” という考え方がとっても大事」とおっしゃったのを聞き、新法研究会で訪問しお話を伺いました。大田さんは、実現する会の発起人にもなってくださいました。その記録をまとめました。(訪問日 2012年4月15日)

大田 堯 (おおた たかし) さんプロフィール

1918年広島県生まれ。現在、埼玉県在住。東京大学名誉教授、都留文科大学名誉教授。日本子どもを守る会名誉会長。戦後の日本を代表する教育研究者として著名。(専攻は教育史、教育哲学。) 故郷の広島県三原市本郷町の「ほんごう子ども図書館」設立(2001年)に尽力。2011年には大田さんを主人公としたドキュメンタリー映画『かすかな光へ』が公開された。94歳の現在も、講演や執筆にエネルギーに取組んでいる。主な著作は『かすかな光へと歩む』(一ツ橋書房)、『教育の探究』(東京大学出版会)、『教育とは何か』(岩波新書)、『地域の中で教育を問う』(新評論)、『子は天からの授かりもの』(太郎次郎社)、『生命のきずな』(偕成社)、『子どもの権利条約を読み解く』(岩波書店)ほか多数。



——現在、日本の教育を具体的に法令化しているのは学校教育法一本です。現行のままでは、いろんな育ちができないのではないかと、ということで、仕組みとして学校教育法以外に「オルタナティブ教育法」のようなものが必要なのではないかと、思っています。多様な教育、育ちを保障する根拠をつくりたいと思うのです。それをつくる上で、大田さんは「学習権という考え方がとても大事」だとおっしゃっていたので、そのところをもう少し詳しく、それから「普通教育」の意味をどう捉えたらいいのか、そのへんをお聞きしたいと思っています。

大田：奥地さんと出会ったのは、日本でも「子どもの権利条約」の批准^{※1}を国会に要求しよう、という集まりだったと思います。そこで僕が、「そもそも権利とは何か。一般の人々に訴える時にネックになるのはそこではないか」という発言をしたら、一番うなずいていたのが奥地さんでした。

今回、この「(仮)オルタナティブ教育法」を見せていただきましたが、ここまでやってきたこと自体が非常に大きな運動だと、私は評価したいと思います。基本的にサポートする気持ちで前向きに読みました。

■言葉の原点に帰る

大田：そもそも教育というのは、本質的にオルタナティブ^{※2}なものなんです。横文字

※1 「子どもの権利条約」は、1989年に国連総会で採択され、日本は1994年、世界で158番目に批准した。

※2 alternative …代替物。代案。既存のもの取って代わる新しいもの。

を使わなければならないところは、いかにも日本らしいところですね。

日本語というのは、明治の初めに漢字を用いて外国の本を訳したわけですが。漢字というのは有意文字で、一つ一つみんな意味を持っています。新しい概念を表現するにはちょうどいいんです。たとえば「教育」は、「教える」という字に「育てる」という字を結び付けて、新しい概念を表現しています。新しい概念は大和言葉にすぐ訳せないというところもあるわけです。だから、日本語の多くは、ある意味で創作なんです。創作翻訳ですから、当然、誤訳もあるわけです。当時はしっくりきていたけれど、いまの私どもの感覚にうまく合致しない場合もあります。「教育」という言葉も、極端な言い方をすれば誤訳ではないかと。

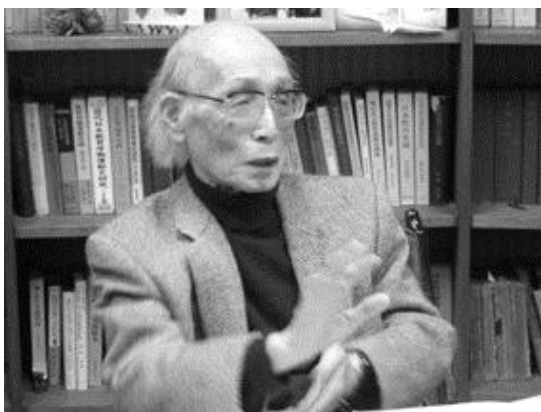


——著書『かすかな光へと歩む』でも指摘していらっしゃいましたね。

大田：英語で言うと教育は“education”「引き出す」というような意味ですよ。それぞれの人の内面から引き出していくという意味がありますが、「教える」という意味は、あまり含まれていません。昔の日本では、武士たちが言うところの「学問」がそれに

当たります。「学問」というのは、「学び問う」という意味なので、これが一番いい言葉です。福沢諭吉は『学問のすゝめ』という本を書きましたが、内容はあきらかに「教育のすゝめ」なんです。「一身独立一国独立」のための国民教育のすゝめ。

「国民」という言葉は、外国では **people** です。「国民」と言うと、なんだか国のために属してるような感じになってしまう。**people** が国をつくっているわけだから、国の民じゃないですよ。僕は「国民」という言葉は憲法にあるから使うけれど、使う場合はルビで「ピープル」とふります。そうしないと気に入らない。簡単に、ある言葉を丸ごと信じるということだけでは済まされないで、僕らの実態から言ってもうまく合うのかどうか、考えなくてはいけないんです。



「権利」という言葉もそうですね。「権」というのは下の言葉を強調する使い方をされるんです。権力というのは「力」が強調され、権利といえは「利」が強調されると解釈されるわけです。しかし、権利は英語で “right” ですよね。“You are right.” というのは「あなたの言っていることは正しい。」あなたと私は違うけれど、「共通した

正義」があると。それが日本ではなぜ「権利」と、「利」だけを強調するのか。これがいまだに理由が分からないんです。最初は訳語がたくさんありました。道理の「理」を付けて「権理」と訳した人や、正義の「義」を付けて「権義」と訳した人もいました。福沢諭吉は「通義」と訳したんですよ。「正義がみんなに通ずる」という意味です。これが一番正確なんです。それが採用されなくて、権力の「権」に利益の「利」が **right** の訳になった。外国の場合には、**right** がそのまま法律用語なんです。日本では「権利」と訳してしまったものだから、普通の人あまりピンと来ない。「土地の権利」とか、特別の時でないと思わない。それならば、僕は「正義」と言ったほうがいいくらいだと思います。みんなに通じる正義、多くの人に通じる正義というのが、「権利」の本来の意味ではないかと。あえて大和言葉にするならば「当たり前」でしょうか。

——東京シューレの子どもたちが「不登校の子ども権利宣言」をつくるときに、自分たちの権利を説明するのになんといいかと話し合うなかで、ある子が“当たり前”ってということなんだと思います”って言ったんですね。それでみんな「そうだよね。それがわりやすい”って。

大田：本当？ それが正解だと思いますよ。どうしてかと言うと、「当たり前」というのは、矢が的を射とめる、的の真ん中に刺さる、そういう、正しく的を射た「正しさ」「正義」を意味するわけです。一方、「前」というのは、「一人前」というように、「一人の人格

という意味なんです。「当たり前」という言葉をそういうふう³に解説したのは柳田國男先生³で、それを僕が盗ませてもらいました(笑)。

僕たちが「子どもの権利条約」を批准させるために署名集めをした時、ある人は、「子どもに権利？」とかいろんなことを言われたそうです。「権利」という言葉だとなんだか権力を与えるみたいに受けとめられる。おそらく right という感覚、「当たり前」という感覚では受け止めていないと思うんですよね。だから、その辺から分かち合っていて、言葉の意味内容を正していかないと、我々の間での感性からの連帯が難しい。言葉だけでなく、感性から結びつくっていうことですね。そういう意味ではやはり、いろんな言葉の原点に帰って、いろいろ調べていかなければならないと思うんですよね。

■学習権と基本的人権の分析

大田：学習権というのは憲法第 26 条⁴に書かれています。憲法に書かれていることは、みな基本的人権です。日本国憲法は「平和憲法」とも言われていますが、平和の底にあるのが基本的人権。つまり「基本的人権」が憲法のカギ、一番の中核です。しかも、終わりのほうの第 97 条でも、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は(中略)侵すことのできない永久の権利」だと念を押しています。

ですから、日本国憲法に書いてあること

³ 『遠野物語』で著名な民俗学者。

⁴ 「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」

は、教育を受ける権利などすべてひっくるめて基本的人権なんです。そういうと弁護士さんなんかは納得しない顔をするんですけどね(笑)。なぜ学習権は基本的人権なのか。そこのところから点検して行かないと、学習権は見えてこないわけです。

基本的人権というのは、生物学からも見えてきます。まず第一は「違う」ということです。1953年にDNAが発見されました。DNAは二重螺旋^{らせん}になっていて、それらは全部違うということがわかったんです。しかも、同時にあらゆる生き物は、人だろうとミミズだろうと、すべてDNAで構成されている、という意味でみんな一緒だということもわかりました。

みんなDNAから成り立っていますが、個体はすべてその構成が違うんです。ここで自信を持って、「一人ひとりが違うんだ」と、ハッキリ科学的に認定されたわけです。「一人ひとりが違っていいんだよ」ではなくて、根本的に「違う」んです。ここは非常に大事なところ。事実の上に立った認識を広めるということは、すごく基本的人権の理解のために必要なことです。

もう一つ、現代の先端科学が苦勞して発見したことで「僕らは常に変わっている」ということがあります。瞬間瞬間変わっている。細胞一つひとつがそうです。物を食べれば、それが栄養になり、同時に要らない物は排出する。「食べる」という行為一つとってもそうですが、それは僕ら人間のどんな場面においても同じことが言えます。つまり、その人を決めつけることができない。可能性があるんだということです。よくなるのか、悪くなるのか、それはわから

ないけれども、可能性はある。これだけは絶対に間違いないわけです。

ならば、おたがいが違うことを大事にして、相手や自分が変わることを信じていくことを前提に考える。それがいのちの特性と結びついたときに「人権」というものが成立するように思われるんです。

別の言い方をすると、まず「違う」ということがある。同じ人間どうしても、あなたと僕の間にはもう、断崖絶壁がある。だから、「子どもを理解する」なんて簡単には言えないんです。「難しい」を前提にしたほうがいいし、「よくぞ分かった」と考えるほうがいいかもしれません。

皆さんは自分の命を大事にしていますよね。だから、突然、地震や火事が起きれば、僕なんかほったらかしといて、まっさきに逃げ出すでしょう（笑）。当然、自分の命を一番大事にします。道徳でもなんでもない。あらゆる生き物は自分の生命を第一義的に大事にするようにできているんです。自己主義や倫理なんかも関係ありません。皆、自分中心。どんな動物も自分を守るために生きているし、これはハッキリ割り切っておく必要があります。

ところが、私たちは太陽を浴びたり、空気を吸ったり、水を飲んだり、他の生き物を食べたり、他に依存しなければ生きていけません。他に依存しないと絶対に命は続かないということと、一方では絶対に自己中心的だという矛盾した力を持っているわけです。そういう矛盾した力が働いていて、なおかつその力をうまく調整していかないと私たちは生きていけないわけです。

一番わかりやすいのは新陳代謝です。外

から必要なものを受け入れて、分解してエネルギーに変え、不必要なものを排泄する。人間の命は新陳代謝によって常に自分を変えながら命を保っているんです。内向きの力と外向きの力によって、自己発展、自己成長をしていく。その調節機関が脳です。

「お腹が痛い」「おいしい」とか、そういうかたちで認識して調節しています。脳を含む神経系のことを「情報系」とも言います。情報というのは形がないんです。重さもありません。エネルギーでもなければ物質でもない。そういう摩訶不思議なものだから科学の対象になりにくいんです。そのため、不思議と脳だけは「代謝」という言葉を使わないんです。お医者さんも「脳代謝という言葉はありません」と言っています。でも僕は「脳は代謝をやっている」と言ってます。私説です。仮説の仮説ですから、信じ込まないでくださいね。

脳はニューロンという神経細胞を1千億も持っていて、それが網の目になっている。一つのニューロンが、何十本という枝葉を持っている場合もあって、なかなか構造が見えてこない。まして学習とか記憶など、肝心な部分ということになると、ほとんどわかっていません。まだ今の科学では脳をつかむことはできないです。もしかしたら、脳が解明される前に人類は滅びるかもしれない。それぐらい、科学のほうが勝っている部分は少ないんです。だから仮説を立てざるを得ない。

それでも、僕は脳代謝があると思っています。脳が外からの刺激や情報を受け、必要なものは自分で受け止めて感知エネルギーとしてたくわえて、新しい刺激に反応す

る、要らないものは忘れてしまう。その代謝の結果を成長ないし「学習」と考えたかどうか。情報代謝というもののなかでの獲得物を「学力」と言ったり、「学習の成果」と言ったりしたらどうか。もしそう考えられるならば、学習は、呼吸や食事と同じようなレベル、つまり生存権の一部だと言えます。だから学習が基本的人権だということは、そこから説明がつくのではないかと、僕は思っています。仮説に基づいた話ですが、そんなに無理な解釈ではないと思います。そして、学習が生存権だと言える根拠はここにあるのではないのでしょうか。

ところが一般の人は「学習」と言ったら学校での学習だけと思こんでしまっている。でも、赤ちゃんが生まれた途端にお母さんの肌をなめたり、あるいは触ったりする、あれもすでに学習なんです。映画『かすかな光へ』の冒頭で、谷川俊太郎さんがその詩を朗読してくれました。^{※5} だから生まれた直後から死ぬ間際まで脳は学習していく、そう僕は考えているんです。



※5 映画の題名『かすかな光へ』は谷川俊太郎の同名の詩から名付けられた。

■「普通教育」とは？

大田：学習権をそういう重いものと理解すると、「普通教育」はいったいなんなのか。憲法も普通教育を平等に受けさせることをうたっています。でもその中身はなんなのか。皆さん方にお聞きしたいんですが、普通教育はどういうものとして議論されましたか。

——特殊教育とか、専門教育とかでない「普通教育」と考え、ひとつは、憲法にあることを踏まえて、それをもとにその子その子にとって合った学びの保障という意味で「多様な教育」だということ。それから、私たちが普通教育は基本的人権の一つと考えています。どんな子であれ、すべての子どもたちが生きるのに必要な学びを指す、と。生きる基本みたいなものを学んでいく、という意味も含めて普通教育ではないか、と思っています。

大田：まさに、それでいいんじゃないかと思っています。「普通教育」と言う一般的なには学校教育を意味しています。でも、そうじゃない。普通教育というのは「一人前になる」ということです。つまり、一つの人格を、人間としての核を獲得するということだと思っんです。だから、人間としての品格を獲得するということになるわけです。

僕が関係した映画でとても教えられたことがあります。「川口太陽の家」^{※6}です。重い知的障害を持っている人たちを受け入

※6 障がい者の発達と権利の保障を理念に、それぞれの個性に応じた労働を通して社会の一員となることを目指す知的障害者更正施設。

れ続けているところです。そこでは、好きなことをやることを励ますわけです。絵を描くとか、ものを作るとか、なんでもいいので自分の好きなことを発見すると、なかには素晴らしい物が出来ちゃう。フランスの展覧会にも出したりするぐらいのもので。別に素晴らしい絵を描けたから社会的な意味を持っているということではありません。なんでもいいんです。自分がやれること、自分が好きなことが、社会の役に立っているということで、自信が生まれれば、それが人格の完成だと思うんです。だから、人格の完成は、精神、知的、身体に障害があっても十分にあり得るわけです。

介護を受ける人にも言えます。その人があることによって、介護する人が労働権を獲得するという事があり得るし、介護している間に、逆に教えられることもあります。病人になっても、病人の世話をする人間とのコミュニケーションのなかで、社会的貢献をやっている。医者に知恵を授けていると。どんな関係のなかでも、基本的人権や人間の尊厳の意味があるわけです。そこに教育の目的を置かなくちゃならない。

普通教育というのはそれだと思ってるんです。だから、学校の読み書き算という事だけが普通教育じゃない。ものを言えない人もいるし、読み書き算についていけない人もいます。その人も含めて人間の尊厳を憲法は認めているはずなんです。

人格の完成を、典型的に表現している歌が、石川啄木の歌です。

「こころよく 我にはたらく仕事あれ それを仕遂げて死なむと思ふ」(「一握の砂」)

「こころよく」というのは内面を満足させること。自分が満足するという「自己中心」、しかし、快く働くというのは、社会的価値につながる事。他との「関わり」につながっていくことです。啄木はこれが願いだと。それが叶えば死んでもいいと。これはもう、みんなの願いだと思います。



しかし、現実ほとんどそうはいかない。快く我に働く仕事を見つけるのが非常に難しい。でも、そこに近づいていこうとする方向性を憲法や国連憲章の精神は求めているんじゃないでしょうか。それはもう「雇用」じゃなくて「就業」なんです。「雇用」という言葉は、僕はあまり使いません。雇用ならばかならず雇われるということになる。そうじゃなくて「就業」、仕事に就くこと。みんなが快く仕事に就くという状況を作り出すというのは、理想もいいところなんです。そこを目指すことが必要だと僕は思っています。

僕の言う意味での人格の完成を保障するのが、学習権というもの。そういう考え方が、希望として普及して行くためには、い

まのように学校教育に狭く限定されているものの考え方をずっと広げる必要がある。

だから、「基本的人権」「普通教育」「学習権」、これらは密接につながっているわけです。これは願望ですが、その展望がないと、いま自分たちがどこにいるのかという位置が見えないです。いまの現実と、自分達の願望とを比較してみるということ。そうすることで、変わるのかなと思います。

■子どもと自然環境

——先ほどおっしゃっていた、「赤ちゃんから学びが始まっている」というのは、本当によくわかります。

大田：それがいま、子どもの置かれている状況のなかで一番大きな問題は、「遊びが自然のなかで実現しにくい」という事なんです。自然とのふれあいが非常に難しくなっている。本当に子どもたちにとって不幸な状態。自然くらい人間が育つのに必要なものはありませんよね。だから、どんないい学校ができたって、自然とのあいだに子どもの自主的な取り組みがなくては、本当に感覚が豊かに育たないです。上からどんな情報が与えられても、一時的に覚えるだけ。そこが一番の問題です。だから、子どもたちが、自分のたくらみで自然に触れて、そこでの感性を友だちと分かち合う、そういう経験をたっぷりやらないと、と思うんです。感性のないうえに乗っかる知識は本物じゃないです。

ここ（自宅）の近くに「見沼」※7 という

場所があるんですが、ここをフィールドミュージアムにしようというのが僕の構想なんです。「見沼フィールドミュージアム勉強会」というのをひと月半に一回くらい自宅でやっているんですが、趣味で農業をやっている人とか、年齢も職業もいろんな人が来るんです。幼稚園の先生なんかも来ますよ。それから、埼玉大学でも「見沼たんぼ」をテーマにした講座を持ってもらっています。学生さんが見沼に入って行って、泥んこになって仕事をやったり、農民から話を聞いたり、農業に詳しい専門家から話を聞いたりしています。今の学生さんなんかは自然に触れてませんので、参加した人からは「非常にいい経験をした」と評判がいいんですよ。安藤聡彦という社会教育の教授と、経済学部の教授方と別々に、寄付講座という形でやってもらっています。見沼勉強会には、教授の方にも来てもらって、次のカリキュラムを作る材料を獲得してもらっています。

——子どもたちが自然と触れ合う機会が失われているということは、子どもたちの学習権が奪われている事でもあるわけですね。

大田：まったくそうなんですよ。その遊びを保障しない限り、学習権が満たされとは言えないですよ。それはもう、大問題だと思っているんです。

——昔と比べて、まったく環境が変わったなかで今の若い人たちは育ってくることに

規模な緑地空間「見沼たんぼ」。都市農業や植木産業が行われる農業生産の場となっている。

※7 埼玉県さいたま市の中央を縦断する、約1260haの大

なりますが、何か変化を感じますか。

大田：僕はわりと若い学生さんと触れ合うけど、みんな真面目だよ。素直で真面目だから、もっと凸凹があってもいいと思う。もっといろんな陰謀を志すとかね。若い時には必ずそういうことをやるじゃないですか。そういう冒険っていうのも、すごく勉強になると思うんだけどね。体にもいいし。やっぱり、他者との関係の中で鍛えられるチャンスが少ないと思うんです。とってもよく理解しようとして下さるという感じは受けますけどね。だけどそれが逆に心配の種でもある。手ごたえを感じないというかな。

■教育の目標は自己発見

——学習権というのは、生涯にわたることだと思うのですが、「普通教育」といった場合に、実際に生涯学習にオルタナティブ教育法を適用するのは位置づけが難しいと思います。やはり子どもに関して必要な環境を整えるんだという発想になるのでしょうか。

大田：さっき、「一人前になる教育」ということを言いましたが、自分の好きなことを見つけるということが、やはり普通教育の一番の目標になるんじゃないかと思うんです。だから、自己発見の旅なんですよ。しかし、孤独な自己発見じゃなしに、社会との関わりのなかでの自己発見というか、それを「個性」というふうに言うんじゃないかと思うんです。個性というのは、非常

に矮小化して捉えられるけれど、そうではなく、関わり合いのなかでの自分を見つける、それを援助するっていうか。それは、教育活動という非常に大事な配慮だと思う。だから、その子が自分自身を見つけるのを何とか励ましてあげていく、ということを根底にしなければいけない。

だから、年齢、その段階において、励まし方が違ってこなくてはいけないんですね。まず、イロハから学ばなくちゃならないし、算数も学ばなきゃいけないし、そういう順序、教育内容もあると思うんだけど、最終的には、自分の好きなことをして、社会的な価値に結びつくような、そういう勉強の仕方を励ましていく、そういうことに腰を据えた方がいいんじゃないかなと思うんですよね。

ところが、今の教育は、国益のための人材養成でしょう？ 国益に沿った「人材」を「育てる」なんて言い方おかしいと思うんだけどね。政治権力を与えられた人間が、上から「育てる」と言ったって、育つはずですよ。育つのを助けるわけで、「育てる」なんていう発想がちょっと違うと思うんです。そう簡単に出来るわけじゃないです。われわれ一人ひとりの違いはそれくらい強靱ですよ。だから、「育てる」対象じゃないんですよ。その人が育つのを助ける、という感覚が日常化しないと、学習権は身につかないということになるわけです。

教育は必要なんですよ。ものすごく重要だけど、励ましてあげない限り、あるいは情報を提供しない限り、その人は自分を発見する道具を獲得できないから、ちゃんと教えてあげなきゃならない。だけど、その

子はその子自身の持ち味というものを発見するように励ますという、そこが日本の学校教育の基本にならなければいけない。



■教育における国の役割

——前の教育基本法では、子どものために環境を整備するのが国の役目だというようなところもありました。

大田：そうなんです、実は前の教育基本法って言うのは、みんな、教育根本法だと思っているんです。僕は、あれは条件整備法だというふうに、違う定義をしていたんです。最後の締めくくりの第10条のところに、「教育行政は、(中略)諸条件の整備確立を目標として行わなければならない」と書いてある。その前に出てくるのは、大まかな制度理念だけ。男女一緒にやらなければならないとか、政治教育も必要であるとか、そういう、ある意味大枠しか挙げていません。これはある意味で条件整備のスタイルを取っていて、最後に条件整備で締めているわけです。

ところがその第10条を変えてしまった。今度はいろんな教育計画を国が立てること

を認めるような形に変わったわけですよ。そういう大きな変化が起こっているのに、あの改定案に関心を持ったのは先生たちくらいのものでしょうか？ ある程度学生の方にもいましたけど、国民的な問題にはならなかったですね。

第一に、我が国の憲法の成り立ちそのものもあるんです。憲法は、1945年の12月、クリスマスのわずか1週間で原案が作られたんです。ところがその前に、6月の沖縄戦の最中に国連憲章ができた。二つの世界大戦を踏まえて、こんな事やってたんじゃ次の世代にはすまないと、「こんなことは二度とやってはいけない」という大前提の上に立って、「基本的人権」と「人間の尊厳」そして「平和」、これを謳ったのが国連憲章なんです。

それから11月に、国連憲章を受けて「ユネスコ憲章」が出たわけです。ユネスコ憲章の方は、国連憲章よりも一歩進めて、「戦争は心の中から起こるものだから、平和の砦を心に作りましょう」と内面まで突っ込むような国際約束をしたんです。政府間の約束などというのは継続的な平和の維持には難しい、民間の人々の間の協力なしにはできない、とわざわざ謳っているんです。そのすぐ後に日本の憲法が作られるわけですから、国連憲章とユネスコ憲章が参考にならないわけがない。世界全体の流れのなかで、日本の憲法が出来たんだと僕は思いますね。

——普通教育を憲法に位置付けた時、国家による戦争遂行のための教育ではないという意味合いを踏まえて、基本的人権として、

子ども側というか、people の側から発想する、つまり国からではないということが当然あったはずですよ。ところが、やはり「教育は学習指導要領に沿ってやるものだ」と言われる。私たちはこの点について、行政のある方にご意見を伺ったんですが、「やはりオルタナティブ教育といっても、学校教育制度と同程度の内容にコントロールをする必要があるんだ」というような返事が返ってきてます。

大田：当然、今の状況を考えるとそう返ってくると思います。



——普通教育というのはもともと、国が決めているものに服するというものではないのではないか、というふうにしたいんですが、どのようにしたらよいのでしょうか。憲法第 89 条の「公の支配」の項目^{※8}がどうしても引っかかってくるんです。すべての子どもが学ぶために、社会がその環境を作る必要がある。そのためには公の支配のもとにないと憲法上お金は出せませんよという話が必ず返ってきます。それをどうクリアしたら良いのでしょうか。

※8 「公金その他の公の財産は、(中略) 公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

大田：「公」の意味、そこですよ。public は、people という言葉がカギです。public は、公衆的なもの、つまり「誰でもが」という意味を含んでいるわけです。公衆便所は誰が使ってもいいでしょう？ しかし「公」というのは「国」と捉えられてしまう。しかし people のもの、people が作りだすものだという、その逆転が日常化しないと、いつまでたっても日本の政治では全然変わらない。

学習指導要領の拘束力はものすごい。それで教科書を検定して縛るでしょう？ それを今度は現場に強制しますから、がんじがらめなんです。しかもテストで子どもの身についたか調べる。だから、もう今の学校教育というのは教育になってないわけです。「人材分配機構」と僕は言っています。それをフリースクールで、「新しい教育法を」と言うんだから、本当は無理な話なんです。なかなか壁は厚いと思う。それをひっくり返すっていうのは容易なことじゃないですよ。

学力テストもそうです。1960 年の初めに全国一斉学力テストが始まったんですが、おおいに反対をして、3 年くらいでこれ止めさせたんですよ。しかしまた復活してきますよ。各地域で裁判があって忙しかっただけけれど、僕らもそんなことで時間を追われた。

家永裁判^{※9}でも、その教科書を調べるために自分で身銭を切ってイギリスへ出かけ

※9 歴史家で、高校日本史教科書の執筆者だった家永三郎さんが、教科書検定の不合格を不服として、「教科書検定は違憲」と国を相手に提訴した裁判。1965 年の第一次訴訟から 32 年間に渡り争われた。

で行きました。だって家永さんが全然お金もなしに戦っているんだから。文部省側の文言をいちいち裏返すために、文章の引用をしている原著者にも会って、「あなたのこの文章はこういうふうに使われていいんですか」と聞いて、「いや、それは違う」という発言を引き出したりとかして、確認しながら証言したんですけれども、まあ手間がかかった。テストもある、教科書もある、内申書もある…様々なことがあるなかで、教育をもっと多様化させるために努力はしてきたんですけどね。

——家永先生たちが戦わなかったら、もっと滅茶苦茶になっていたのでは？

大田：奥地さんのやっている仕事はポジティブだけど、僕らは、ネガだよ（笑）。「選びながら発達する権利について」という文章を1970年に『教育』という雑誌に書いたんだけど、そのことを実践したんだから、よっぽど奥地さんの仕事の方が、積極性を持つてる。

——積極性は持ってても、壁にぶつかり続けて、後退させられる流れも強いです。だからなんとかしたいんですけどね。

■人の成長は未知数

——私たちは、日本フリースクール大会（JDEC）というものを毎年やっています、今年の2月にやった時、オルタナティブ教育法のテーマで分科会をやったんですが、そのなかでちょっと話題になったこと

がありました。たとえば、お子さんが学校に行かないで家で育っている。そのお子さんが非常に陶芸が好きで、陶芸ばかり家でやっていたと。その子は実はもっと色々な情報が与えられれば違う道があって、それが、本人がより打ち込め、より社会的価値の高いものだったかもしれない。それをたまたま陶芸をやる場が与えられて、のめり込んでいったと。それをして、「それは普通教育をやっていることになるんだよ」ということを言っているのだからだろうか。それをして、普通教育と言えるのかという話があって、「それは言えるんじゃないか」というふうに答えたんです。今日のお話を聞いて、さらにそう思ったのですが、どうでしょうか。

大田：人間がどういうふうに成長するかということはまったく未知数で、こうやったらこうなるというようなものじゃないんですよ。その子自身のDNAで、設計図で動くわけだから、断定できないわけです。その子の事情にもよるわけだから、一般論で言うわけにはいかない。一般論で言うとすると、その人の未来を予測することは不可能だということは言える。そういうふうに考えた方がむしろ、僕は自然だと思う。生物というのは、いろんな可能性を持っていて、運によっても、誰と出会ったかでも変わってしまうし、どんなことがあっても、決めるわけにはいかないですよ、これは。だから、そういう一番重大なところで問題を考えながらも、「これは社会共通で知っていないと大変不便になる」「この辺はちゃんと提供していかなくちゃ」と、そういう環境

整備が行われていないといけない。だから、教材が用意されているということは必要だと思っんですよね。いろんなインフォメーションを提供してみても、その上でどういふ反響があるか、そういうことで判断するほかは無いよね。可能性を摘み取ってもいけなわけですしね。

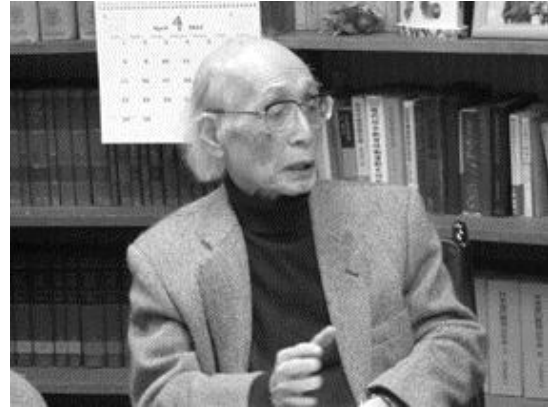
——だだけ、学校みたいにオールラウンドにいろいろやらせても、それを全部子どもがやれるわけではないですよね。

大田：いや、もうね、学校で学んだことといふのはたいてい忘れてる（笑）。まあ、小学校4年程度くらいまでなら何とかできるけど、もうちょっと高くなったら僕らもできなくなっちゃう。専門領域なら別だけど。だから、あんまり学校でやったといふのは当てにならないと僕は思っんです。大学の講義なんか一つも覚えてない（笑）。自分で本を読んで探求すれば、それで十分カバーできるんですよね。だから、なかなか予測できないといふのが生き物の特徴ですし、思っようにならないといふのが生き物の特徴だから、そこもハッキリ自覚しておいたほうがいいんじゃないかと思っます。

——今のお話を聞いて、いまの教育は、逆に未来を先に想定して、それに向かつて方向づけていくみたいどころがすごく強いんだなと感じました。

大田：おっしゃる通りです。本当は、教育の勝負は対一といふのが基本なんです。「その人」といふものを中心にする以外に

無いんですね。その子にとってどうかといふことなんです。そこのところは非常に難しいことなんです、分らないことは「分らない」と言わないといけない。



■多様性と感性の大切さ

——普通教育のことについて、もう少しお聞きしたいのですが、私たちは普通教育といふものを多様なものであると考えています。しかし、国は普通教育＝学校教育であり、普通教育は学習指導要領に基づいたもの、すなわち、普通教育のあり方は一つだと主張します。その主張について、どのように反論すればよいでしょうか。

また、教員資格を国家資格として付与されている者だけが教育の仕事に携われるなら、オルタナティブ教育に必要な資格はあるのでしょうか。

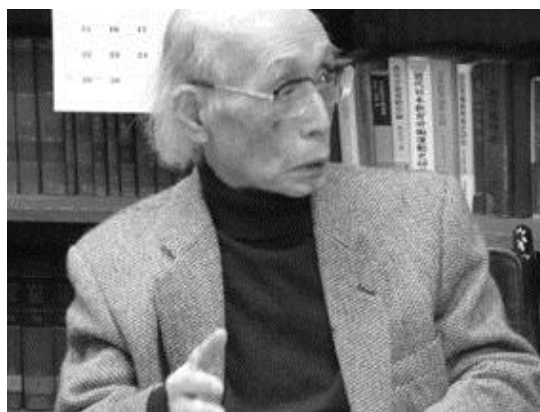
大田：さっきの多様性の問題もそうかもしれないけれど、普通教育は多様性を必要とする。その人その人のためにしかないんですよ。その人が一人前になる、自分の持ち味で、社会的な役割を果たす、こういうふうに徹底的に考えることが必要だと思っん

です。外国の教育条例では、「良き市民になる」とか、非常に抽象的な形でしか言わないのに、日本では道徳的なものまで入れてしまっている。何か人格のパターンみたいなものがある、そのパターンにはまれば一人前だと、こういう考えが非常に強いですから、それは分からないものだということを前提として考えなければいけない。

教師の資格と言ったって、ますます難しいですけど、もっと文学とか芸術の授業が中心になることが重要なんじゃないかと。芸術は、絵で表現したり、音楽で表現したり、様々な表現がありますよね。だからそれは多様ですけども、感性を含んだ経験ですよ。自己表現というものは、すごく大事なんですよ。感性からの自己表現というものが、やはり自分を培う、非常に基礎的な普通教育の内容として大事なんだと思うんです。算数とか英語とかが中心教科となっているけれど、あれを逆転させて、芸術が中心になって、その周辺に数学とか国語が出てくる、というふうにしないと、数学も面白くないし、国語も面白くない。だから、自己表現を励ましていくような、感性からの作業というものを出来る教師が必要なんじゃないでしょうか。

これは歴史的な経験からもそう言えるんです。戦争中の、国定教科書で教育をやらされていたなかで、最後まで良心を守り続けた人たち、なかには監獄に入れられたりした人もいましたが、そういう人たちというのはたいてい、文学が好きだとか、絵が好きだとか、芸術的な人です。自分の内面の感性を手放さない。自分の感性から逸れたものは受け入れない。昔は全部、国定教

科書で決まっていたけれど、たったわずか、作文の時間だけ、教科書が無かった。それが生活綴方^{つづりかた}※10 なんです。その作文の時間に、文学好きな教師とか、絵が好きな教師が、自己表現を励ましている。自己表現というところが一番大切なところです。あの真っ暗な世の中で、自我というものをかすかに残した教師たち、権力によって押し付けられるのを逆に利用して、自己を表現するという、それがすごいと思うんですよ。感性からのレジスタンスであって、イデオロギーじゃないんです。そこが面白いところですよ。



——感性というのが、重要な概念だと思うのですが、「感性」とは何ですか。

大田：これはやっぱり、五感によって本物に触れるという事じゃないかなと思います。非常に抽象的ですけど。しかし、本物というものはすごく大事です。借り物とか映像とか口伝えとか、そういうものより、本物に触れる。ここのところは、感性教育としては、そういう環境を提供するというのが非常に大事なんじゃないかと思うんですよ。

※10 生活綴方運動は、子どもがおりのままを自由な感情で表現することを目指す、1930 年前後からおこった教師たちの民間教育運動。

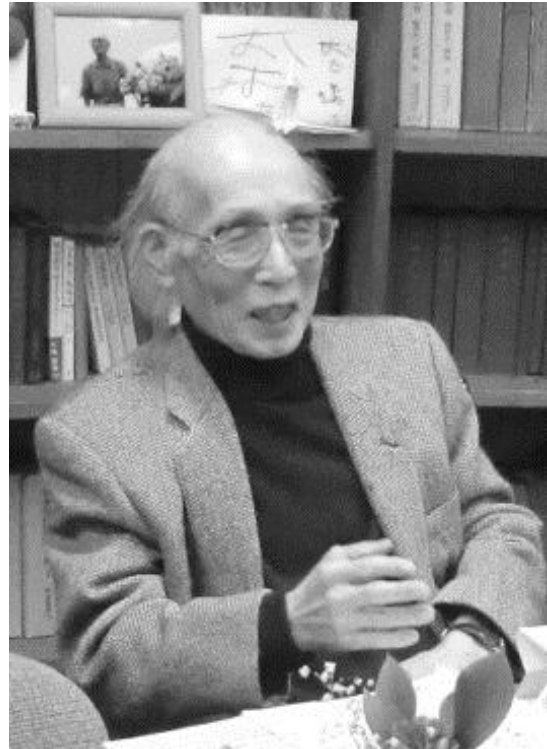
ね。人間関係そのものも、感性での響き合
いまで行かないと、安心までいかないじゃ
ないですか。

——「感性」と言った時に、一般的な人は
感性を育てることに対して低く見たり、子
どもが何かに熱中しているのを見ていると、
「このまま熱中していったら、この子は
いったいどこへ行くのだろう」と不安にな
ります。感性こそが大切ということを一
般に広く伝えるにはどうしたらよいでしょう。

大田：これは本当に難しいんですよね。僕
らの立場から言うと、教育っていうのは、
計画になじまないんですよ。制度にもな
じまないんです。それぞれにユニークな
んですよ。だから、一対一というのは、そ
ういう意味なんです。もう、生き物とし
てはそれぞれがユニークに変わっていく
以外は有りようが無いわけです。だから、
法律とか計画っていうのは、実を言う
となるべく少ない方がいい。なるべく自
由に解釈できる方がいい。だから、この
オルタナティブ教育法というの、まあ、
あっていいけど…。

——なくて出来るのが一番いいんです
けどね。

大田：そういう感覚が僕はすぐ来る
わけです。「また法律が出たか」という
感じがあるんですよ。今のままだと、
一人ひとりがそれぞれ社会と対話した
いと思っても、出来る環境がない。そ
れを出来る足掛かりだけは作ってお
きたいという事があります。



■観念の転換を目指して

——本質から言うと、法律や制度にな
じまないというのは、とてもよくわか
ります。

大田：そこは難しいところですね。と
にかく、今の学校教育の現実、親たち
の持っている教育観、そういう壁が、
そびえたってるんですよ。そんな状
況だから、それを丹念に潰していく
という仕事を考えなきゃならないとい
うのが、僕たちの思いなんです。で
すけれど、反面、皆さんがやってら
っしゃる仕事というのは、ポジティブ
な、大いなる実験だと思うんですよ。
そういうものが一方にあることは心
強いことだと思います。そこから
でも、なんとか広く、観念の転換を
促す手立てとして、こういう運動を
されていると。そこに共鳴します。
それが伴わないと意味がない。本命は

それであって、法をつくるというのは、それにちょっとでも近づける、そういう具合に考えないと。「これで解決する」とか、そんな簡単なものじゃない。

——やはり大人のほうの意識が変わっていくことが重要だということですか。

大田：そうです。基本的人権の話も、あまり関心が無いと思うんですよね。

——やはり大人は難しいですね。何十年と積み重ねてきたものがあるので。不登校って、大人にとってすごくショックなことで、またそれを受け入れないと子どもと決してうまくいかないの、その意味では変わるきっかけになっている。「フリースクールを活用しようか」と考える親は、ある程度、一般よりは変わる。一足飛びに変わるので

はなく、子どもから見たらまだまだプレッシャーだらけですが、親の会とかを作って、少しずつですがやってきているというところ。人数にしたらまだ微々たるものなんですけど、初め無かったものが少しずつは広がっているという事ですね。

大田：ぼちぼちくらいにしか進まないですよ。まだまだ時間がかかると思います。「すごく時間がかかる」とかなんとか言ってるうちに、人口は増えるし、エネルギー問題とか、いろんな難しい問題がいっぱい出てきて、社会状況がすごいことになって、本当にどうなるのかなという感じはするんだけど、でも、やっぱり夢が無いと楽しくないですよ。

——ありがとうございました。

